

コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方

No.	項目	コメントの概要	金融庁の考え方
1	全般	<p>平成 28 年 3 月 1 日および平成 29 年 4 月 1 日改正の少額短期保険業者向けの監督指針、保険業法施行規則別紙様式において、少額短期保険業者の役員等の氏名については、婚姻前の氏名を併記する等の取扱いが明記されることになった。これらの改正時においては婚姻に限定しており、離婚、離縁、養子縁組等の理由による改姓は対象外とされていたが、今回の改定案では、旧姓を使用する理由を特に限定していない。したがって、婚姻に限らず、離婚、離縁、養子縁組等をする前の旧姓を使用するケースも含まれているという理解でよいか確認したい。</p>	<p>貴見のとおりです。</p>
2	全般	<p>平成 28 年 3 月 1 日および平成 29 年 4 月 1 日の改正時においては、少額短期保険業者の役員等にかかる申請書等を対象としており、保険募集人、代理店等の登録・届出書類（保険業法第 277 条の登録および第 302 条の届出）は対象となっていない。このため、保険募集人や代理店等の登録・届出書類については、引き続き戸籍上の氏名を記載することになっており、婚姻前の氏名を併記する等の取扱いはない。今回の改定案では、保険募集人が旧姓を使用する場合の管理態勢の整備を新設するというアプローチをとっているが、少額短期保険業者の役員等と同様に、保険募集人、代理店等の登録・届出書類についても、正面から旧姓の併記を認めるというアプローチも有り得ると考える。募集人の氏名として、改姓の変更届出時に旧姓の併記を認めれば、旧姓も届け出ていることになるのであるから、保険募集時に旧姓を使用しても何ら問題はないと考える。また、少額短期保険業者側でも、代理申請時に新姓と旧姓両方を把握することになるため、勝手に旧姓を使用されるリスクが低減され、旧姓を併記した届出が認められないときは管理態勢の中身も自ずと異なってくると考えられる。</p>	<p>保険募集人の登録については、規制改革実施計画（令和元年 6 月 21 日閣議決定）において、「保険会社関係団体及び各保険会社に対し、募集人登録の電子申請に係るシステムの改修を要請し、金融庁においても必要なシステムの改修を行うとともに、申請すべき登録事項等を定めた大蔵省令の改正により旧姓の登録を可能とする」ことについて「令和元年度検討開始、速やかに措置」するとされているところでは、これを踏まえ、保険募集人（代理店等を含む）の登録届出書類に関し、旧姓の併記を認めるべく、現在、システム改修及び制度改正について検討を進めているところでは、</p>

3	全般	<p>個々の保険募集人の旧姓の併記が認められないとしても、法人代理店の代表者や個人代理店の店主については、旧姓の併記を検討すべきである。これらの者は、自身の改姓について変更を届け出るだけでなく、その後も当該代理店に関する様々な申請・届出等の場面において代表者名、店主名を記載することになるからである。平成29年3月23日公表のパブリックコメント5の回答では、「金融機関の女性役員の活躍の後押し」を理由に挙げており、代理店の女性役員（特に、代表者）の活躍についてもその趣旨は当てはまるはずである。</p>	
4	全般	<p>募集人登録がされている氏名と、名乗りの氏名とに齟齬を生じさせることは反対です。</p> <p>募集人が違法・不当行為をした場合に、顧客が、直接、募集人を監督する当局にアクセスして、苦情を述べ、登録拒否要件等の該当事実を述べる途を閉ざすべきではないと思います。</p> <p>募集人の違法・不当行為で不利益を受ける保険会社には、問題を当局に波及させないようにする動機・利益があり、「保険会社が適切に管理すれば顧客保護として十分」とはいえないと思います。当局への実効的な通報が可能であることが、重要な牽制作用として働くものと考えます。</p> <p>旧姓使用についての募集人の利益と、顧客保護の利益を両立するために、旧姓と、本当の姓を併記することを認める方向への修正をご検討いただけないでしょうか（それが難しければ、その理由や、原案で顧客保護の観点から十分であるとのお考えの理由をご教示いただけないでしょうか）。</p>	<p>貴重なご意見として承り、今後の参考とさせていただきます。</p> <p>なお、今般の改正は、保険募集人が募集の際に顧客に明らかにする氏名について旧姓の使用が可能であることが不明確であったため、監督指針において明確化を図るもので、あわせて、保険会社に対してその氏名を適切に管理し、顧客等から問合せがあった際に適切に対応することを求めるものです。</p> <p>また、当局においても、必要に応じ、保険会社の管理態勢の構築状況を確認してまいります。</p> <p>さらに、保険募集人の登録については、No2及び3で回答したとおり、登録届出書類に関し、旧姓の併記を認めるべく、現在、システム改修及び制度改正について検討を進めているところです。</p>

5	II-4-2-2(2)① および(3)4. イ.(イ)d	「保険会社において、保険募集人として登録・届出を行っている氏名と顧客に対して明らかにする氏名を適切に管理する態勢を整備」について、保険会社が直接管理する方法のほか、保険会社が代理店に対して登録・届出を行っている氏名と顧客に対して明らかにする氏名を適切に管理するよう指導する方法も含まれるということでしょうか。	貴見のとおりです。
---	------------------------------------	--	-----------